

上下水道事業管理者の職務代理者の設置に伴う読替措置について

上下水道事業管理者の職務については、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 13 条第 1 項の規定により、上下水道局長が職務を代理することとなりました。

尾道市上下水道事業管理者の職務代理に関する規程第 3 条第 1 項の規定により、既に管理者の職名又は管理者之印が刷り込まれている文書等で、修正が容易でないものについては、「管理者の職名」を「職務代理者の職名」、「管理者之印」を「職務代理者之印」と読み替えて対応します。（表記上は管理者名となっておりますが、有効な文書となります。）

1 読替措置対象期間

令和 8 年 3 月 1 日から当分の間

2 読替措置を行う文書等一覧

番号	文書等の名称
1	上下水道料金等納入通知書
2	上下水道料金等督促状
3	上下水道料金等催告書
4	上下水道料金等振替通知書
5	上下水道料金等振替済通知書
6	下水道使用料口座振替済通知書
7	下水道事業受益者申告書
8	下水道受益者負担金決定通知書
9	下水道事業受益者負担金納入通知書
10	下水道事業受益者負担金納入通知書督促状